

日本のアーカイブズとその未来

松 岡 資 明

日本経済新聞の松岡です。よろしくお願ひします。

先程の経歴の所に関連するんですが、実は、私はこのアーカイブズを取材するようになつて、まだそんなに経つておりません。五年か六年くらいしか、まだ経つていませんでして、先ほど館長が説明して下さつたんですけど、日本アーカイブズがいかに後れているかというシンポジウムを、二〇〇二年の一二月だったと思うんですけれど、学習院大学で、そういう国際シンポジウムがあつて、それを取材に行つたのが、そもそものきっかけということになります。それは、国文学研究資料館という、いわゆるアーカイブズ系の研究者が何人もいらっしゃる研究機関がありますが、そこに、たまたま私が古文書の話を取材に行きました

たら、つまり古文書が、今、中高年層に読まれていると言いますか、勉強したがつて、いる人がたくさんいるという話を書いたんですけど、その時、たまたまこういうシンポジウムがあるから来ませんかということで、取材に行つたら、日本は外国に比べて、記録管理がおくれているという話が出てきて、これは大変だなと思つて、記事にしたというものがそもそものきっかけです。

ただ、福田さんが何故それを読んで懇談会を始められたかというと、実はこの連載、連載と言いますのは、前の方の二〇〇五年の連載に、そのくだりが出て来るんですけど（シリーズの第一回目で六月六日に掲載）、前官房長官という肩書きで写真が付いた記事があります。実は、ご自身で

今日はお話を、先ず、この日本の文化といいますか、特に行政に関連する文化というか、その特色ということについて言うと、どうも、こま切れ、ぶつ切り、脈絡がないといいますか、よく批判をされる訳ですね。特に、農政なんかはその典型なのかも知れませんけれど、最近で言いますと、商業施設の郊外自主規制というのがありますと、これは昔いわゆる大型店が、市街地へ出展するのを規制して、その結果として、郊外に店が出た。そのために、今度は逆に、市街地にいわゆるシャッター商店街というのが出来て、それを改めることができた。そのために、今度は、僅か数十年の間に、こういう一八〇度違うような行政をせざるを得なかつたというような事を、実際問題としてやつて、それを改めることができた。何故そういう事が起きるのかと、いうことを考えてみると、やはりその過去の記録をきちんと保存して、それを行政に生かして来なかつたからではないかという風に思われるを得ないんです。それが、最近の連日、新聞とかテレビを賑わしている年金記録の最大の問

体験をしていたということがありまして、まだ国会議員になる前ですが、福田さんは石油会社に勤めていらしたんですけど、自分のお父さんの福田赳夫さんの後援者からですね、前橋の近くにあつた学校法人の経営者の方らしいんですが、その方が、その終戦直後の写真を欲しいと。それは記念誌を作ろうと思つて福田さんにお願いしたらしいんですね、どこを搜してもない、つまり前橋市に聞いてもなし、県に聞いてもないというんで、たまたまアメリカに出張に行つた時に、中林さんも行かれたというNARA（国立公文書館）に行つて前橋周辺の写真というのを捜したらしいんです。そうすると、これは福田総理からお話を聞いたんですけれど、僅か十数分くらいで写真が一〇枚くらい出てきた。それも大したお金は払わないで、一〇枚くらいの写真を入手して、後援者の方に手渡した。今から二〇年以上前にそういう経験をされた。そういう経験があつたものですから、たまたま記事で日本が公文書館で遅れているんじやないかという話を読んだということによつて、その記憶がさつと蘇った。それはやっぱり大変な事だと、日本でも、そういう公文書館制度というものを、きちんとしなきやいかんなということを改めて思われたということでした。それで、今、ご存知のように内閣府に懇談会が出来て、少しずつ前進している、特に福田さんが首相になら



講演中の松岡氏。聴講者は、市町村職員、県職員を中心におよそ70名であった。

題だと思いますが、この間、薬害C型肝炎の感染者リスト、これは救済法案が成立して一応一件落着という方向になつたんですねけれど、こういうことを含めまして、とにかく記録にまつわる色んな話がいっぱい、この半年、一年で出てきた。例えば、皆さん、もうお忘れかもしれないんですが、郵政公社が取引記録を七四〇万件廃棄してしまったという事件が、実は去年の八月にあつたんです。こんな事、ほとんどの方はもう覚えていないというくらいに、連日、記録を紛失したとか、無くなつたとか、という事案と言いますか、問題が頻発しているというのが現実ではないかと思います。

それで、これに関連しまして、「資料1」と書いてあるのがありますけれど、実は、去年の暮れにちょっとと社会面に出た記事なんです。ちょっとと目に留まつたものですから、ここに資料として提示させていただきました。これは一つは、警官メモに対して開示命令が最高裁で出たという問題と、もう一つは東京地裁が外交文書の開示措置に対する放棄しておくのは違法であるということを、判断したという事例なんです。この最初の方の問題というのは、通常今まで、公文書というのは、単にこう言う警官の取調べに連するメモというのを、多分対象に考えられていなかつた

のではないかと思うんです。それが、決してそうではなく、やはりそういうメモも、いわゆる公文書に入るんだというふうことを示した、初めての判断であつたということで、

これからは公文書を捉える場合に、こう言つたものをきちんと視野に入れて行かなければならぬという意味で、非常に大事な問題ではないかと思いましてここに取り上げました。

ただ、それは言いながらですね、先ほどの年金記録の問題とか、C型肝炎の感染者リストの放置問題とか、実際の問題として、いわゆるアーカイブズ、私は（アーカイブズを）記録資料というものをアーカイブズと表現しておりますが、記録資料の問題と言いますのは、実は非常に幅が広くて深い。その為に、ここに資料としてお見せしましたけれども、こういう記事を一つ二つ記事に書いてもなかなか読者に伝わらない。つまり、アーカイブズの全体像というのは、なかなかつかみ難いということが、この五年六年くらいの間に分かつて来ました。要するに、色々な形でアーカイブズというものを取り上げて紹介しないとなかなか理解してもらえないなという事がります。それで、二〇〇五年に連載企画を二〇回、その後に去年の一月ですが、同じ様に二〇回連載したんです。例えば、これは国会なんかでもよく出て来るんですけど、色々な手を使ってアーカイブズの重要性を認識してもらおうということの一つの手段として、これは実際去年の一月の参議院予算委員会でも出た数字なんですけれど、浜津敏子さんという公明

実はもう一つこの「資料1」の左の方にありますのは、外務省というのは、ご存知の方も多いと思うんですけど、いわゆる外交交渉がありますので、どちらかというと秘密主義の役所でして、非常に沢山の資料を持つていながら、開示請求に応えないということの代表格みたいな気がしています。それが、この東京地裁では、その開示、非開示の判断すら時間稼ぎで、なかなか判断しなかつた事に対して、それはいけない事だということを言つた訳ですけれど、そういう開示請求に対して消極的な省庁に対して、裁判所は批判をしたという意味で、やはりこれもこれから大事な要素になつて行くんじゃないかと思います。つまり、そういう事を、世の中全体として見ると、こういう記録というものに対しても、従来以上に気を付けて対応して行かなければならないし、それが、いわゆる民主主義に対して非常に大

党の代表代行の女性の質問に対して、福田さんが答えた数字なんですかけれど、四二対二五〇〇という数字を出しました。何かと言いますと、二桁数字が違うんですが、前者は

国立公文書館の職員の数でありまして、二五〇〇と言いますのは、先程言いましたアメリカの国立公文書館の職員の数なんです。このくらい違うんですということを政治の場でも使い、我々記事の時には、これ以外に、例えば五〇対三八〇〇という数字を出しました。これは何かと言いますと、日本のいわゆる公立の公文書館、つまり都道府県立と市町村立、まあ政令指定都市を含めて五〇くらい今あります。これに対して中国、日本とは少々違う意味合いがあるので、全く同列に比較する訳にはいきませんが、中国の場合、政府レベルの档案館の数が三八〇〇ある。これも二桁違うんですけど、これくらい数字的に見た場合違うんですと、いうことで、ことあるごとに記事に使つたり、こうした講演会で使わせて頂いております。

そういう事を何回も何回も書いて来ると、会社の中でも、最近、やつと書いている記事、アーカイブズの意味が分かって来たよということを言われ、しつこく書くのは大事な事だと感じます。多少なりとも賛同して下さる人が、何人か出て来まして、それに意を強くして、この連載記事

を一〇回、二〇回、計四十回ですけれど、まあ書かせてもらったという次第です。

ちやいけないという風な事を市長が言つたものですから、一体どうすればいいのかということで、非常にとまどつたということです。何故、そんな事を市長さんが言い出したかと言いますと、実は、ここに、三角町、旧三角町には三角港という大きな港がありまして、この港というのは、明治の初年の頃に出来た港なんですが、当時、日本を代表する様な大きな港の一つだったということなんですね。実は、それが一八八七年に出来たんだそうですが、その百周年の記念で、オランダで一連の記念行事をするということが一九八七年にありまして、その時、この阿曾田さんは県会議員の時代だったのですが、歴史好きな方なものですから、是非その港の歴史を調べようと思つて、その三、四年前にオランダに行つて色々調べて回つた。そうしたら、先の福田さんじやないんですけど、とにかく日本では何の手がかりも無かつた港なんですが、実はオランダに行つたら、オランダ人の設計者の資料がそつくり、アーカイブズに保存されているということが分かつた。そこで、どんな物を設置したのかとか、家族、家系とか色々な事が分かつた。それでまあ非常にびっくりして、一つのレポートにして、後援者とかそういう人たちに配つたらしいんです。それが非常に評判を呼んで、一九八七年に行われた記念式典は、非常に盛り上がつたということです。こ

のオランダ人は、ローウェンホルスト・ムルダーという人だそうですが、沢山、日本で港とか運河とかそういうものを設計している人だそうです。それに関連する市町村の担当者は、その事を、その方から教えてもらつて、非常に喜んだという様な逸話もあつた様です。そんな事もあって、言い出した訳ですけれど、実際に教育委員会の文化課の方が、担当者になりました、それで市長が、おまえら率先してアーカイブズをやれと言われたんです。実はこの前、二回目の取材にお邪魔してお話を伺つてきましたけれど、その一年前に行つた時と随分違いまして、今回は実に明るい顔をしておられました。その前に伺つた時は、本当にどうしていいか分からぬといつておられた状態とまでは言いませんが、市役所全体で課が八〇くらいあるんですけど、どうやって説得しようかと困つていていた状態でした。やつと市庁舎の中は納得してもらつたといつておられました。その前に伺つた時は、本当にどうしゃつていていたんです。とにかく、最初はアーカイブズの字も出せない。何を言つたかといいますと、一八年度になつて、少しは物事が前進しましたということをおつ棄てる文書をとにかく棄てないで下さい、ということだけを、毎日のように叫んで府内を歩いていたそうです。それで、おととしの一月頃からダンボールを用意して、とにかく棄てる予定のものは全部ここに入れてくれ、ということ

市庁舎に書きまして、それで職員は大慌てをしまして、市長、一体何ですかということで、それを命じられた人は、一体何をしたらいいのかと非常に青くなつたんですね。ご存知のように公文書というか、いわゆる文書そのものは、何年かの保存期限が過ぎたら、基本的には棄てるということが通常で、そういうのが当たり前、それが捨てカイブズということをこの市ではやりたいということを、市庁舎に書きまして、それで職員は大慌てをしまして、市長、一体何ですかということで、それを命じられた人は、一体何をしたらいいのかと非常に青くなつたんですね。ご存知のように公文書というか、いわゆる文書そのものは、何年かの保存期限が過ぎたら、基本的には棄てるということをこの市ではやりたいということを、市庁舎に書きまして、それで職員は大慌てをしまして、市長、一体何ですかということで、それを命じられた人は、一体何をしたらいいのかと非常に青くなつたんですね。ご存知のように公文書というか、いわゆる文書そのものは、何年かの保存期限が過ぎたら、基本的には棄てるということをこの市ではやりたいということを、市庁舎に書きまして、それで職員は大慌てをしまして、市長、一体何ですかということで、それを命じられた人は、一体何をしたらいいのかと非常に青くなつたんですね。ご存知のように公文書というか、いわゆる文書そのものは、何年かの保存期限が過ぎたら、基本的には棄てる

とを全課に毎日のように訴えて、ダンボールに入れてもらつた。それが一応、全体で千箱くらいあつたらしいんですね、去年の春の段階で。それを、実際にシルバー人材センターにいらっしゃった方、一人はこの五つの町の内一つの町の職員だつた方ですが、その人と、もう一人はNTTで文書管理をずっとやつて来られた方、この二人の方に、要するにボランティアですね、ボランティアで入つてもらつて、とにかくそれを選別する作業をした。二段階に選別して、千箱の段ボール箱が、今一五〇箱くらいになつたという風なお話をされていました。

そういう取材をして記事に書いたんですが、なにせ全国非常に広いもんですから、取材がカバーしきれなくして。この宇城市の隣に宇土市というのがあるんですね。この宇土市が実は結構一生懸命やつているということを、取材が終わつた段階で気が付きました、恥ずかしながら。ですから記事には出来なかつたんですけど、色々後からお話を聞いてみたら、実はこの宇土市は、文書管理条例というのを全国で始めて作った市であるということが分かりまして、記事に書けなかつたのが非常に残念だつたなと思つたんですけれど、出来たのは平成一三年ですから、もう七年前ですね。全国初の文書管理条例というものが出来ていたという

ことです。その一部を紹介しますと、ホームページでも公開していますから、お暇があればぜひ、ご覧頂ければ思うんですが、その第一条に、市が保有する情報は市民の財産であるということが書かれています、つまり公文書というは、市民のものであるということを、はつきりとうたつたというのが、この条例の非常に大きな点じゃないかと思うんです。何条にも渡つて出来ておりますけれど、とにかく文書は組織として管理して、決して私的な管理をしてはならないと、そういう事をですね、条例の中にきちんととうたつております。その後そういう条例を備えた市町村というのは、北海道ニセコ町ですか、最近では大阪市が昨年ですか、作つておりますけど、まだ本当に片手で数えられるほどであります。しかも大阪なんかの場合は、実は前の市長さんがこう言う問題は非常に大事だということで、言われたそなんですけど、やはり選挙の争点には全くならなくて、去年の一月の選挙では落選されてしまった。勿論、民主党と自民党の大きな問題、渦の中でということなんですが、やはりそういう公文書の管理なんて言う問題は、まだまだ一般の市民からすると、実に遠い問題なのがなあと思つてがつかりしました。

しかし、実際にそのアーカイブズを、人知れずにやつて

いる方々というのは結構いるものでして、多分これは皆さんあまり御存知ないかも知れないのですけれど、例えば一つの例を挙げますと、科学博物館の中に産業技術史資料情報センターというのがあります。それは「資料2」に書いてあります。六年まえの記事なんですが、実はここでは産業技術史資料情報ナショナルセンターとなつていますが、ナショナルが取れまして技術史センターになりました。これは例ええば科学博物館のホームページを見て元々は科学博物館というのは上野に本館があつて、新宿に分館があるんですけど、その新宿分館の方で練つていたプロジェクトでして、まあ簡単に言いますと、日本の近代化を支えた工業と言いますか、工業製品を、それが実際にどんな風に発明されて発展して來たのかということが、トータルとしては殆ど分つてなかつた。これを、今の内にまとめておかないと、いわゆる技術の発達史と言いますか、どう言う形で発展して來たのか全く分からなくなると

いうことで、二〇〇〇年の頃から始まつたんです。色んな工業製品を、三〇くらいに大分類しまして、そういう工業製品がどういう形で生まれて発展して來たのかということを、全部調べてみたということです。これを、実際の物と文献資料というものを全部集めて、センターを作ろうとい

うのが、元々の構想でして、まだ途中の段階で、調査が一応大体完了したという形になつていています。今まで九巻くらいの報告書がまとまっておりまして、データベースと言いますか、製品分野別の完全な物ではないんすけれど、データベースが一応動いてるという状況です。これが基になりますか、日本の技術革新というタイトルで、今国際になりました、日本の技術革新というタイトルで、今国際シンポジュウムが開かれるまでになりました。つい去年の一二月、第三回目のシンポジュウムが開かれたのですが、やはりこれから日本の進むべき道を探つて行く時に、過去に日本がどういう技術開発をして來たのかということを、きちんと製品と文献を含めて、こう言つた資料を持つていいないと、日本がこれからどういう方向に進んで行くか考えた時に、手がかりがないんじゃないでしょうか。ただし、これがやつと形を成して來ましたので、多少なりとも、これから日本の将来にとつて、大きな力になつて行くのかもしかしないなと思つてはいるところです。

例えば、その中に、皆さんもよく「存知だと思うんです」が、オーラルヒストリー、口述記録というのがあるんですね。実は、技術開発の分野でもオーラルヒストリーが盛んになつて来ておりまして、オーラルヒストリー研究推進委員会というのが、これの関連のワーキンググループとして出

来ております。例えば、応用物理学会、情報処理学会、映像情報メディア学会とか、まあ七つぐらいの学会が先進的に研究委員会を作つておりますと、それぞれの学会が先進的に技術開発を進めた人、六〇人くらいを選び出しまして、この人達に何回もインタビューして、記録を作るという様なことをプロジェクトとして進めております。これはまだまとまつた訳ではないのですが、これがまとまるに非常に面白い事になるんだろうなと期待しております。アメリカなんかは、昔から、こう言つたオーラルヒストリーの技術なんかも非常に発達している様でありますと、この推進委員会の方々に聞くと、アメリカには、OHA、オーラル・ヒストリー・アソシエーションという組織まであつて、例えば、インタビューをする際に、インタビュアーがどこに座るか、インタビューされる相手に対してもういつた角度で座つたらしいのか、とかそんな事まで研究しているんですよと、そういう話をされておりました。そういう意味で、日本はまだこれからだなという気はするんですけど、しかし、そういう事が日本でも起つてきますけれど、まあ書かれちゃ困るという事で記事に出来なかつたんですね。花王が、こういうオーラルヒストリーを製品開発の面だけではなくて、販売

戦略を立てる時に使おうとしている。ああいうメーカーは、販売会社を作つたり、統合したりということをするんですけれど、実は、販売会社を作つて何年かして統合した事があるんです。それを統合した事によつて、どんな事が起きたかということを、記録に残そうということでやつてまして、なかなか面白い話だなと思って取材したいということを申し上げておつたんですけど、残念ながらまあ企業秘密に属する事なんでということで、教えては頂けなかつたんですけど、そんな事も、民間の中では行われるようになつてますということを、お伝えしておきます。

これもまた全然違う分野なんですが、次のページの「資料3」というのがありますと、これは外邦図といふものですね。要するに、戦前と言いますか、明治の初期の頃から行つて来たんですが、日本以外の、日本の領域外の地図、まあある意味では戦争、侵略に備えて作つて来た地図ですし、参謀本部が意図的に彼の地に渡つて測量して来るとか、既にある地図を日本人が読めるように書き換えるとか、そのような様々な手段で作つて来た地図です。北はシベリア、アラスカ、西はアフガニスタン、南はオーストラリア、東はアメリカの西海岸という所までカバーする様な地図でして、大体、今まで分かつた範囲で言いますと一万地図があつたということがやつと分かつて、これが本当に七年、八年前のこと。それで、実はそういう地図の研究者を中心として、この研究会が四、五年前に出来まして、年に一回とか二回とか集まつて、どういう地図があつたのかとということを研究して來た。その結果、先ほど申し上げました様に一万数千くらいあるということが分かつたんですが、今この地図がアジアにとつても大きな意義を持ち始めたのです。何故かと言いますと、例えばインドネシアなどで精密測量に基づいた地図がまだ完全な形では製作されません。また中国のようく地図をなかなか公開しない国もあります。ですから今でもこの地図は、十分使える現役の地図なんです。しかも、大体五〇年から一〇〇年くらい前の地図なんですが、しかも、大体五〇年から一〇〇年くらい前の地図なんですが、當時の植生とか、どう言う土地利用をしていたかということが、非常によく分かる。環境研究にとつても、非常に大きな参考になる資料であるということです。実際にこの外邦図を使って環境評価をされている中国、韓国、インドネシアの研究者が何人もいらっしゃる。そういう方々が今、日本に来て研究をされてる。誰も知らなかつた秘密の資料が、僅かこの七、八年の間に、これだけ国際的にも評価されるだけの物に成つたという意味では、非常に大きな意味があつたんじゃないかなと思います。

そういう意味で言いますと、次のページに出てきます林政史と言いますのは、国有林資料ということになつていて、さくけど、大きな広がりがある。これはたまたま、林野庁が二〇〇〇年の頃に組織統合を行いました、それまで営林局という言い方をしていたんですけど、全国一四あつて、いわゆる営林署というのは全国二〇〇くらいありました。それを七つの森林管理局に統合すると同時に、九八の森林管理署に組織替えした訳です。そういう中で、施設が余つたり、遊休施設が発生したんですね。そうした遊休施設を覗いてみると、膨大な資料があることが分かつた。通常ですと、これはもう捨てられてしまうというか、まあ当然のごとく廃棄されてしまうんでしょうが、やっぱり営林署の中にはこう言う問題に対して、かねて関心のある人がいまして、資料は廃棄される危機にあるということを筑波大の先生とかですね、そういう方に訴えまして、そういう研究者の方が、二〇〇〇年の頃から調べまして、大変な資料があるということが分かったということが書かれていて、どういう研究には、元禄時代からの資料があつたり、ですからまあ三百年以上の昔に渡る資料があつたり、それから、単に森林の管理というのではなくて、その森林の周囲にある村の生活史とかが書かれていたり、特に東北なんかは県土の半分と

か、青森県なんかはと、もう半分以上国有林になつてますので、そういう意味では国有林がどうであつたかといふことは、全てに県の歴史と繋がつて来る、そういう存在が明らかになつたという段階です。ですから、中身については、全くこれからということが書かれていて、どういう研究に役に立つかということは、まさにこれから始まる訳なんです。ただ、少なくとも、一つの森林管理局に、最も低でも三千以上の資料があるということが分かりましたし、例えば、九州の熊本なんかはと、今判つていてるだけでも一万点以上あるということが分かつて来たということです。ただ、問題はこれだけ膨大な資料を、じやあどこが一体管理するのかというのが、この四月に書いた段階では、はつきりしていなかつたんですけど、どうもこれについても、福田さんが読んで、国立公文書館になんとかしておっしゃつたという風なことを聞いております。それで、多分国立公文書館で保管することになるらしいんですけれど、まだ私はくわしくは聞いておりません。ただ、国としても、これだけの資料を放つといつてはいけないなどいうことが分つて來たということです。そういうきつかけを提供したことでは、非常に意味があつたかなと思うんです。

こういう資料というのとは、紙だったからある意味残つていたということが言えるんじやないかと思うんですが、実は、今現実に公文書をお作りになつてある方々から聞きましたと、多くのお役所では大体電子化されていまして、電子化した文書をどうやって保存するのかということは、非常に大きな問題としてクローズアップされつつある。ただ、それについて言ひますと、こうすればいいという解決策は、多分全然はつきりしてないと思うんです。紙の時代の公文書をどういう風に保存して行くかという問題が、多くの自治体、多くの省庁の中では、まだ未解决の段階で、こういった電子化の問題が出てきてしまつたということです。文書を管理していくお立場にある方は、今までの過去の問題と、これから起りつつある電子化の問題とどういう風にしていくかといふ二つの課題に直面するということになつてしまつたんではないかなという意味で、大変な時代になつたんだなと思います。ただ、電子化の問題と言いますのは、まさに一朝一夕には、なかなか行かない問題なんですかれど、実際には、諸外国と言ひますか、色々研究がなされておりまして、例えばオーストラリアなんかに行きましたと、公文書館が指導してデジタル文書保存のガイドラインというのが出来てているみたいです。これは二千ページくらいあるらしいんですが、こういうガイドラインを作つ

ル資料ということで、例えば、カンザス州とか、ワイオミング州など四州では、今共同プロジェクトで、デジタル資料を作るというプロジェクトというのが動いている。これは主に歴史資料とか地域資料、そう言った物に役立つ様な物である。それを提供する先というのは、主に教育機関、学校が中心です。同じ様な事が、ヨーロッパでは、全体で動くと同時に、それぞれの国でもあります。それぞれの国が、デジタル化によって、MLAを統合して行こうという動きが非常に盛んになっている。何故こうすることをするのかといふと、よく言われる言葉として出て来るデジタルデバイド、つまり情報格差です。これからその格差がどんどん拡大して行くんじゃないかということが、ヨーロッパの中で非常に心配されている。それをなんとかカバーして行く必要があるということと同時に、ヨーロッパでは、やはり文化遺産というものを、これから、国際競争をして行く中で、文化遺産を大きな「武器」にしていこうという考え方がありまして、その為にはデジタル化した資料をヨーロッパの文化遺産として、きちんと整えて行こうという、この二つの観点から、非常に熱心に、今デジタル化が行われているということです。

そうなりますと、いわゆる公文書とは離れてしまふんで

が、一つの非常に大きな要因であつたと思うんです。今度、民主化政権から保守政権に変りますけれど、そうなると、この問題なんかはどうなるのかなということを、そこには来ていらした、大学教授に聞きますと、実は、今度の李明博（イ・ミョンバク）大統領が、そういう問題に対しても非常に前向きに取り組んでいる方だと、保守政権になつたと言つても、逆にもつと進むんではないかという様なことを聞きまして、益々、日本としてはこの今までいいのかなど、安閑としては本当にいられないではないかという思いを非常に強くしております。

日本のこれからはどうなるのかということは、非常に心配なんですが、今回連載の中で、一回目の問題から七回目等々に、一一回目にもちよつと出て来るんですけど、法的な整備をまず急がなければいけない。公文書に関して言いますと、少なくとも日本には文書管理法というものが無いということですね。あつても、先ほど申し上げましたけれど、あと、いわゆる訓令、規則そういうものでしかない。それが、特に省庁、外務省の問題を申し上げましたけれど、やはりなかなか、そういう資料をオープンにしない、と言いますが、自分の所に抱え込んで、外には出さないということが、体质として根付いてしまつてい

るんではないか。そういうものを改めて行かない、過去の知識と言いますか、そういうものが決して将来に生かせない。その為に、やっぱり文書管理ということを、本質的にきちんとしなければいけないのでないかということです、これは特に、国会議員、与党の国会議員が中心になつて緊急提言をしました。そういう事で、少しずつ、今内閣府や総務省が協力して、法律制定の為に、準備をし始めたということです。ただ、これは直ぐ簡単に動くような案件ではございませんので、多少時間がかかると思うんです。実は最後に、内部統制という言葉を書きましたけれど、民間企業では、この四月から二つの法律に基づいた形で、内部統制が始まります。一つは会社法で、もう一つは金融商品取引法という法律なんです。簡単に言うと企業の不正をさせない、不正となるだけ起こらない様な業務をさせようという趣旨の法律なんです。この中で、一番強く出しているのが、やはり文書管理ですね。まだどちらかというと、企業の現実の反応というのは、なんかその文書管理をしなくてはいけなくて面倒くさいな、というのが、今の段階での反応なんです。しかし、アメリカでの実際の例を聞きました、やはりきちんと本当に文書管理をして行かない、色んな所で、例えば犯罪に問われたりする。そういう事が十分起り得るということは、数年先行しているアメリカ

すけれど、今現在、実際に作られている、いわゆる文書と言いますか、情報と言いますか、そういうものが、過去と決して切り離せない、つまり同じ時間軸で繋がっていると、いう認識を持たないと、つまり、今と過去とは別なんだという発想では、こういうことを進められないという意味で、日本としてもそういう意識を持つて、事に当たつて行かなければいけないんです。が、例えば今、政府が進める、二〇一〇年度を目標とする電子政府ですね。電子決裁なんかは、熱心に謳い上げておりますけれど、そう言った記録をどう言つた風に保存するかという問題に対しては、殆ど、少なくとも、こう言う報告書を見る限りでは、あまり意識していないんじゃないかと思わざるを得ないような状態で、非常に寂しいというか危機的じゃないかと思います。去年の一月に、静岡大学で、こう言うMLAの領域を超えた、デジタル問題についてのシンポジウムがあつたんですけれど、やはりその中では、最初に紹介した、韓国、中国あたりが、非常に熱心にやつております。中国では、いわゆる図書をデジタル化するスピードが、一日に二〇万ページだということですね。全力でデジタル化を進めているという韓国でも、国立デジタル図書館というものが、今年の年末に出来上がるんですが、韓国の場合、日本と違いアーカイブズが非常に進んだのは、民主化したという

の場合などでは、出てきていますので、日本も遠からずそういう問題について、きちんとした対応をせざるを得なくなるだらうということです。

公の場面で言いますと、公文書管理法という問題。そしてもう一方で民間の内部統制によって、文書管理というものがいかに大事かという気分が醸成されて行くんではないかと思います。今後、遅れている日本の現状を、多少なりとも変えて行く可能性があるかな、ということで、この二つの問題が、どういう風にこれから推移して行くのかということが、日本のアーカイブズにとって、世界の、特に先進国との、そういう国と比べて、遜色のない形になって行けるかどうかというのは、その辺りにあるんじゃないかなと思つて、取材活動の中で注目して行こうと思います。

そんな事で、簡単なお話なんですが、現状とこれからの課題についてお伝えしました。

どうも清聴ありがとうございました。

同文は、平成二〇年一月一八日に開催した、平成一九年度公文書等資料保存研究会（鳥取県立公文書館主催）の講演録である。掲載を許可いただいた日本経済新聞社編集委員の松岡資明氏には、あらためてお礼申し上げます。